

## I 森林部門

## 1 環境保全林整備事業

## (1) 事業目的

森林所有者による森林整備の実施が困難な水源地域や渓流域、急傾斜地等の森林について、水源かん養機能や土砂流出防止、水質浄化、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など公益的機能の高い環境保全林に誘導するため、公的な管理・支援を推進する。

なお、令和4年度から、従来の環境保全林整備事業のメニューに「**里山林整備事業**」の補助対象であった次のメニューを組み入れる。

- ・ 不用木除去
- ・ 修景保全
- ・ 放置竹林整備
- ・ 森林病虫害の防除

※環境保全林整備事業における従来のメニューを「**水源涵養林等整備**」、旧里山林整備事業のメニューを「**生活保全林等整備**」とする。

## (2) 対象森林

## ①水源涵養林等整備

次のアからエまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

- ア 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。
  - (ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林
  - (イ) 渓流に面した森林
  - (ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林
  - (エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林
- イ 除間伐は12齢級以下の人工林、更新伐は18齢級以下の人工林、国土強靱化間伐においては概ね10年間間伐履歴がない溪畔林で13～18齢級の人工林
- ウ 1施行地の面積が0.1ha以上の森林
- エ 10年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定を締結した森林

## ②生活保全林等整備

次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

- ア 目標区分において「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、(3)事業内容の②のとおり次に該当すること。
  - (ア) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する森林であること。
  - (イ) 地域住民の健康増進や林産物の利用など、地域の資源としての活用が見込まれる森林であること。
  - (ウ) 目標区分において「生活保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林（以下「生活保全林等」という。）であること。
- イ 1施行地の面積が0.1ha以上の森林（(3)事業内容の②ウを除く。）
- ウ 第5の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

## (3) 実施内容

## ①水源涵養林等整備

- ア 伐採率がおおむね30%以上の除間伐等  
(風雪害の発生の恐れがあるなど、30%以上の伐採が適切でない場合を除く)
- イ 伐採率が30%以上50%以下の更新伐  
(残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状や群状の伐採を含む)

ウ 森林所有者の特定や同意の取り付け等

②生活保全林

ア 不用木や不良木、支障木の除去や淘汰

( (2) 対象森林②のアにおける (ア) 又は (イ) に該当する森林)

イ 枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備

( (2) 対象森林②のアにおける (ア) 又は (イ) に該当する森林)

ウ 被害木の伐倒、薬剤処理、破砕、搬出運搬等

( (2) 対象森林②のアにおける (ア) 又は (イ) に該当する森林)

エ かつて管理されていた竹林であるが、現在は管理がされていない竹林 (放置竹林)

で、管理の再開により元の竹林に再生することが可能な竹林整備

( (2) 対象森林②のアにおける (ウ) に該当する森林)

(4) 実施方法

森林所有者と事業主体、市町村との間で本事業の趣旨を合意・協定を締結したうえで、事業主体は対象地域の間伐等の森林整備を実施する。

県は事業主体が実施する実施内容の費用 (市町村の間接補助経費にあつては当該補助に要する経費) 及び、水源涵養林等整備における森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する費用を助成する。

(5) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

人工林の間伐 10,500ha 2,100ha/年

(6) 目標とする姿

混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林

(7) 事業主体

①水源涵養林等整備

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、その他知事が認める者

②生活保全林等整備

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体その他知事が認める者。

(8) 補助率等

実施内容に要する経費：10/10以内 (県の定める標準事業費が上限)

水源涵養林等整備に限り、森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費 (関連条件整備)：38千円/ha

< R4年度単価 >

○環境保全林整備事業担当 (従来 of 事業分)

除伐 169,500円/ha

間伐 215,700円/ha

更新伐 163,500円/ha

関連条件整備 38,000円/ha

※ 除伐、間伐、更新伐については、間接費として、事業主体の実情に合わせ

20% (現場監督費) + 0~17% (社会保険料等) を加算して百円未満を切り捨てた金額を単価とする。

○生活保全林等整備の上限単価

不用木除去 230,000円/ha

修景等環境保全 260,000円/ha

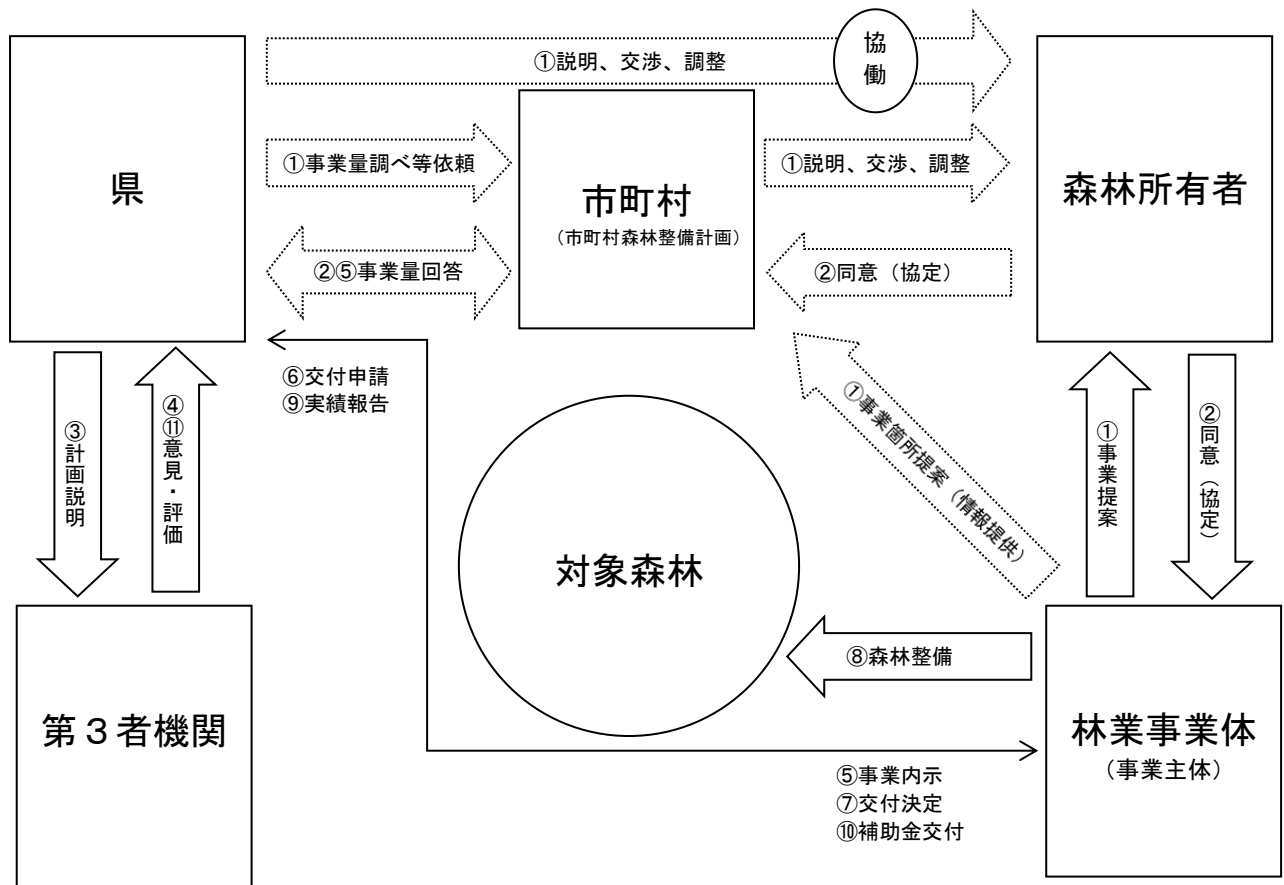
森林病虫害の防除 60,000円/m<sup>3</sup>

放置竹林の整備 1,420,000円/ha または 22,666円/100本

(9) 更新方法

更新伐における更新方法は、天然更新を基本とする。ただし、伐採実施の翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(10) 事業フロー図 (イメージ)



※ 市町村が事業主体として実施すること、市町村を通じた間接補助事業として実施すること、いずれも可。

担 当：林政部 森林経営課 整備係 (内線 4 3 8 6)

2 里山林整備事業（①危険木の除去）

（1）事業目的

気象害による倒木の防止など、地域住民の生活環境の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援する。

（2）対象地域

①生活保全林危険木除去タイプ

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

- 1) 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」（以下「生活保全林等」という。）であること。
- 2) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。
- 3) 森林以外への転用禁止等を定めた協定を締結した森林。

②森林地域外危険木除去タイプ

次に掲げる要件をすべて満たす樹木であること。ただし、地域森林計画対象内森林及び道路、公園等の樹木で管理者が自ら整備すべきものを除く。

- 1) 気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる樹木
- 2) 住宅団地周辺など、公共性・公益性の高い場所に存在する樹木
- 3) 自治会等から特に要望がある樹木

（3）実施内容

タイプ	内容等
①危険木の除去	<p>○倒木の危険性が高い樹木の伐採 対象木、保全対象、施業内容及び対象森林の所有者は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 対象木 次のいずれかに該当するもの (ア) 樹高が概ね10m以上であって枯損木又は斜立木であるもの。 (イ) 知事が特に危険と認めるもの。</p> <p>(2) 保全対象 公共施設、住宅等で人命に関わる可能性が高いもの。</p> <p>(3) 施業内容 伐倒、林内整理（枝払い、玉切り、片付け） なお、搬出、破碎については原則、補助対象外とする。 ただし、(2) (3) に該当しない場合、事業主体は事業計画書提出時までに部長と別途協議を行い、部長が特に必要と認める場合は事業実施できるものとする。</p> <p>(4) 対象森林の所有者 保全対象の所有者と同一でないこと。</p> <p>(5) 要綱別表第1の3に規定する共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限 共通仮設費、社会保険料、現場監督費の上限については、森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）に定める率とする。</p>
②森林地域外危険木除去	「①危険木の除去」と同様

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

**(4) 実施方法**

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象箇所の危険木の除去を実施する。

県は事業主体が実施する危険木の除去の費用を助成する。

**(5) 事業量 (R4～R8年度の5年間)**

350箇所 (「①危険木の除去」のみ計上)

**(6) 目標とする姿**

明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林

**(7) 事業主体**

①危険木除去タイプ

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

②森林地域外危険木除去タイプ

市町村

**(8) 補助率等**

①危険木の除去タイプ

・上限：必要経費積み上げ額以内

(共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限は別に定める。)

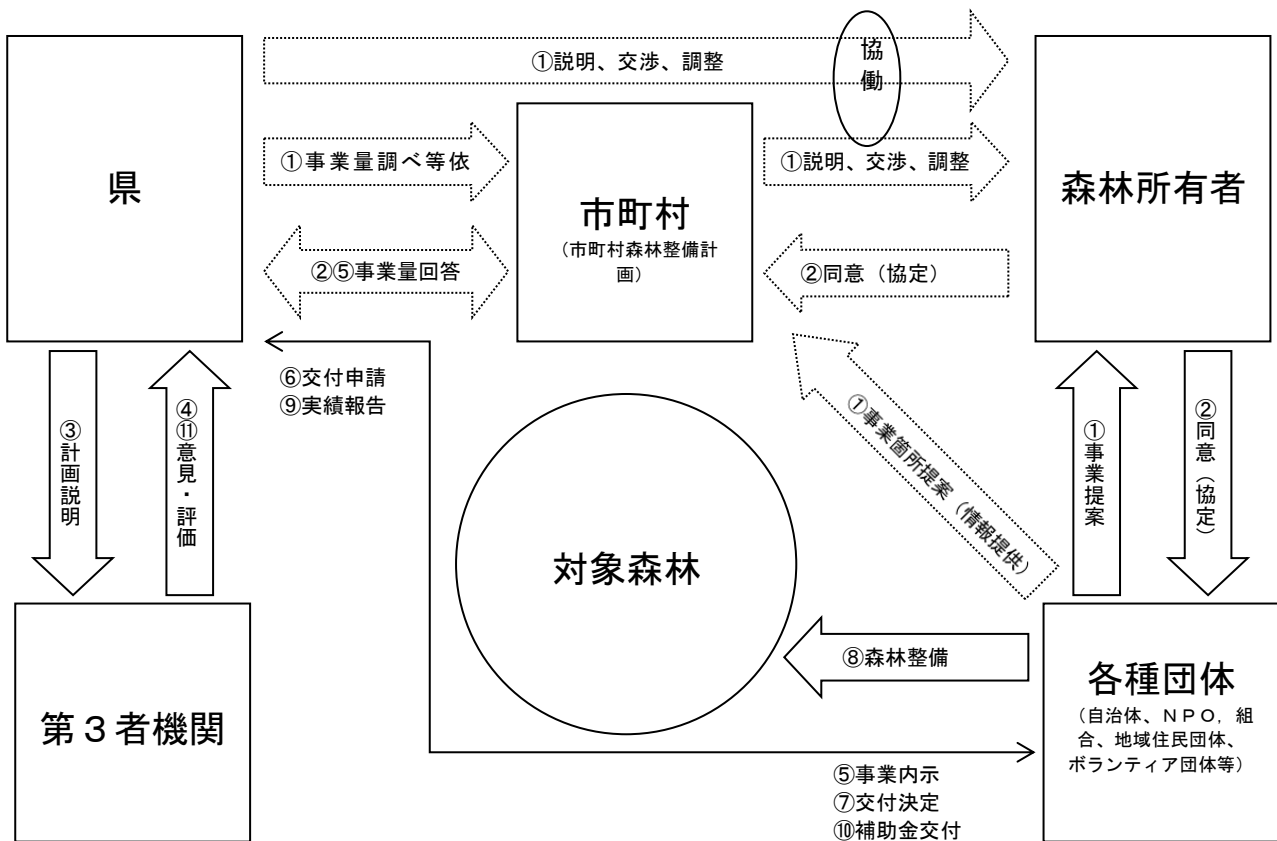
②森林地域外危険木除去タイプ

・上限：必要経費積み上げ額の2/3以内 (上限1,000千円/箇所)

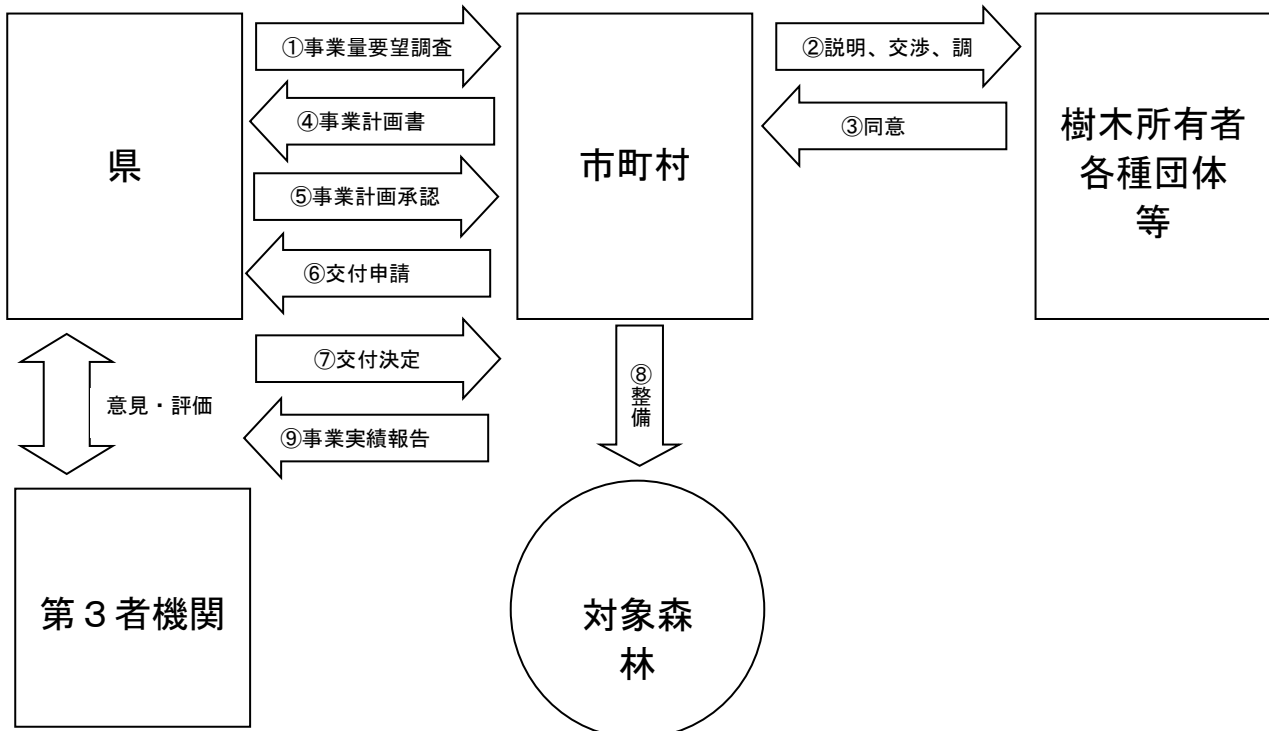
(共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限は別に定める。)

(9) 事業フロー図 (イメージ)

①危険木の除去



②森林地域外危険木除去タイプ



担 当：林政部 森林活用推進課 森林活用係 (内線 4 3 4 4)

**2 里山林整備事業(②バッファゾーンの整備)**

(1) 事業目的

野生鳥獣による被害の軽減や生物多様性の保全を図るため、集落に隣接した生活保全林等の整備を支援する。

(2) 対象地域

次に掲げる全ての要件を満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林であること。

- 1) 市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分において、「生活保全林に区分された森林又は区分される予定の森林」(以下「生活保全林等」という。)であること。
- 2) 1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。
- 3) 森林以外への転用禁止等を定めた協定を締結した森林。

(3) 実施内容

タイプ	内容等
ア バッファゾーン (緩衝帯) 整備	<p>○森林整備 下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽(樹種転換) 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 (枝払、玉切、後片付けを含む。)</p> <p>○附帯整備 簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等(柵工等)の整備</p>

※事業実施に当たっては地域森林計画における生活保全林の施業基準等に留意し事業実施すること。

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は対象箇所のバッファゾーン整備を実施する。

県は事業主体が実施するバッファゾーン整備の費用を助成する。

(5) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

200 箇所

(6) 目標とする姿

- ・ 明るく見通しの良い林相、地域住民が安心できる里山林
- ・ 人と野生鳥獣との緩衝帯となる里山林

(7) 事業主体

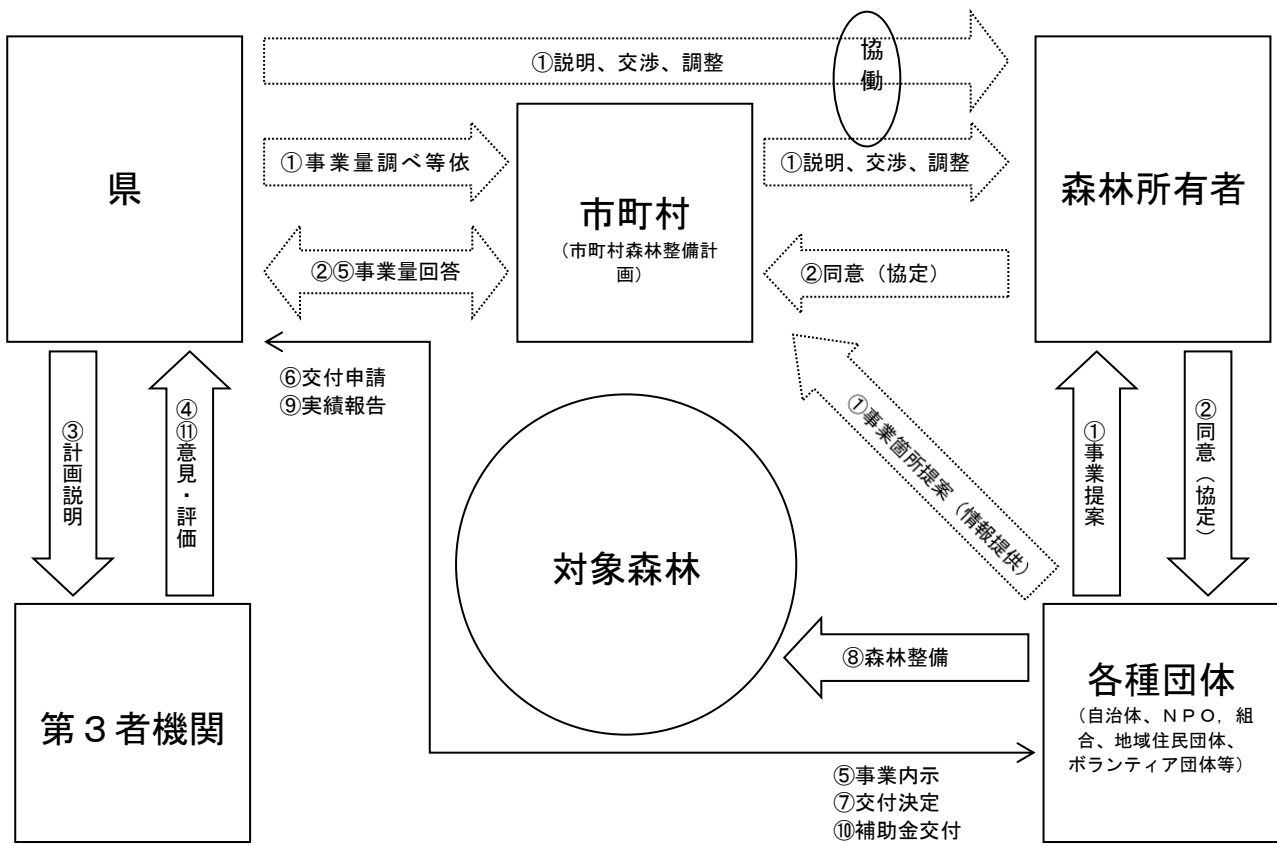
市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

(8) 補助率等

上限：700 千円/ha



(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 森林活用推進課 森林活用係 (内線 4 3 4 4)

**3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業(①造林未済地等での早生樹等の植栽等)****(1) 事業目的**

気象災害による被害森林や皆伐後に天然更新の見込みがない森林において、二酸化炭素吸収に貢献するため、早生樹等を活用した再造林を促進して健全な森林を造成するとともに、県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を推進する。

**(2) 対象森林**

市町村森林整備計画において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で主に次に該当する森林で実施する。

- ・「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林又は区分される予定の森林
- ・天然更新すべき立木本数が市町村森林整備計画に定める本数に満たない森林又は、天然更新が見込めないと推測される森林
- ・風害等の気象害や病虫獣害による被災森林(特殊地拵えを実施する場合は1haあたり概ね30 m<sup>3</sup>以上の蓄積)

**(3) 実施内容**

次の事業に要する経費を助成する。

- ①人工造林
  - ・植栽
  - ・地拵え
  - ・特殊地拵え
- ②下刈り・雪起こし
- ③鳥獣害防止施設等整備
  - ・忌避剤
  - ・幼齢木保護
  - ・防護柵

**(4) 実施方法**

事業主体(人工造林実施者)と森林所有者及び伐採者が「主伐・再造林推進ガイドライン」に基づく協定等を、また、事業主体、市町村長及び森林所有者と「脱炭素社会に貢献する森林づくりに関する協定」をそれぞれ締結することが要件となる。

**(5) 事業量 (R4～R8年度の5年間)**

植栽等整備 100ha 20ha/年

**(6) 目標とする姿**

- ・脱炭素社会に貢献する森林
- ・造林未済地の解消
- ・被災森林の復旧

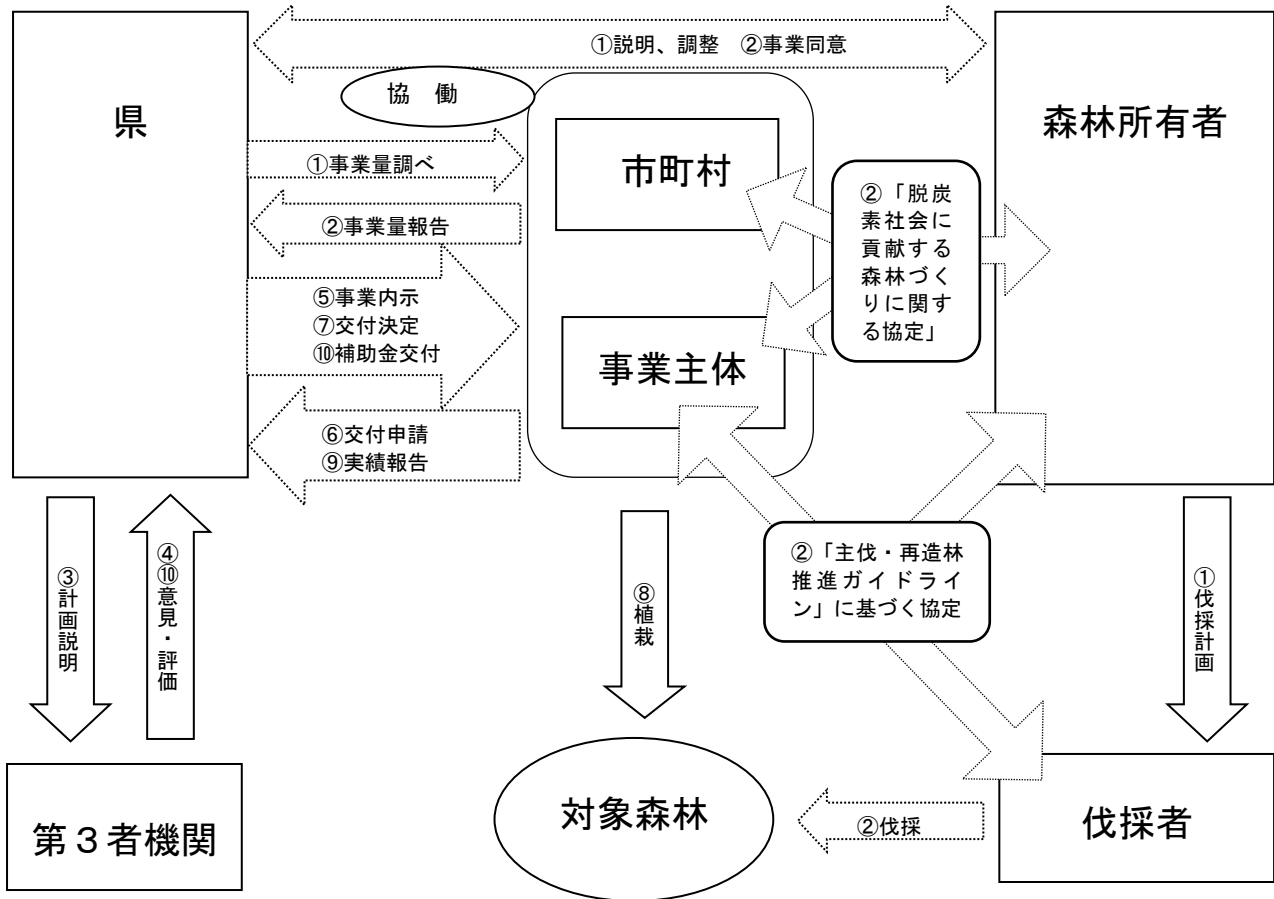
**(7) 事業主体**

市町村、森林組合、森林組合連合会、林業事業体、森林整備法人、その他林業関係者等の組織する団体

**(8) 補助率等**

実施内容に要する経費：10/10以内(県の定める標準事業費が上限)

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 林政部 森林経営課 整備係 (内線 4 3 8 6)

## 3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業 (②森林吸収源対策)

## (1) 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林の二酸化炭素吸収によるオフセットクレジットの活用を基本に、森林吸収源対策の岐阜県モデル構築に向けた新たな仕組みを検討する。

## (2) 実施内容

「森林吸収源岐阜県モデル検討会」に、「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」と「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」を設置し、オフセットクレジットを活用した森林所有者への利益還元、森林整備に充てる仕組みを検討する。

## (3) 実施方法

- ・「森林吸収源岐阜県モデル検討会」における岐阜県モデル構築の検討
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」における森林の二酸化炭素の吸収や固定化の研究と評価手法の検討
- ・「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」における森林信託制度を活用した森林所有者への利益還元、森林整備の推進の検討
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」における調査事業
- ・森林所有者、林業事業者、市町村等に対する森林吸収源対策普及啓発事業

## (4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

## ①検討会・研究会の開催回数 年9回(延べ45回)

(内訳)

- ・「森林吸収源対策岐阜県モデル検討会」 年3回(延べ15回)
- ・「オフセットクレジット評価検証プロジェクト研究会」 年3回(延べ15回)
- ・「森林信託の仕組み検討プロジェクト研究会」 年3回(延べ15回)

## ②森林吸収源対策普及事業

- ・森林吸収源対策の普及啓発に係る講演会等の開催 年1回(延べ5回)

## (5) 目標とする姿

- ・森林吸収源対策の岐阜県モデル構築

## (6) 事業主体

県

## (7) スケジュール

- ・オフセットクレジット評価検証
  - R4～8年度 岐阜県独自の森林吸収クレジット制度の検討
  - R4～8年度 天然生林における新たな方法論の検討
- ・森林信託の仕組み検討
  - R4～6年度 森林信託の仕組み、事業規模、適正な利益配分に関する研究
  - R6年度 モデル的に取組む地域の検討及び実証
  - R7～8年度 モデル地区での森林信託開始

担 当：林政部 森林活用推進課 森林吸収源対策係 (内線4346)

## 4 教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業(①木造化・内装木質化)

### (1) 事業目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、環境にやさしく快適な空間を提供し木材利用や環境保全に対する理解を深めることを目的とする。

### (2) 実施方法

公共施設のうち特に啓発効果の高い教育福祉関連施設の木造化や内装木質化を支援する。

### (3) 実施内容

#### ①木造化

(建築物を新築、増築又は改築するにあたり、主要構造に木材を使用する場合)

#### ②内装木質化

(主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用する場合)

### (4) 補助対象施設

①延床面積が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上の教育関連施設(ただし、準耐火構造の規制を受ける施設は概ね 500 m<sup>2</sup>以上)、概ね 300 m<sup>2</sup>以上の福祉関連施設の木造化に対する補助

②延床面積が概ね 500 m<sup>2</sup>以上の教育関連施設、概ね 300 m<sup>2</sup>以上の福祉関連施設の内装木質化に対する補助

### (5) 県産材の使用基準等

#### ①木造化

- ・木質部の 70%以上に「ぎふ証明材」を使用すること
- ・柱、梁などの主要構造はすべて J A S 製品又は「ぎふ性能表示材」を使用すること

#### ②内装木質化

- ・延床面積の 50%以上の内装(壁、床等)を木質化すること
- ・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること
- ・床、壁、天井のうち、2箇所以上を木質化すること

### (6) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

30 施設

### (7) 目標とする姿

木造化、内装木質化した公共施設が増えることで、県民が快適な空間を利用しながら木材利用や環境保全に対する理解を深め、県産材の利用拡大を通して適切な森林資源の循環利用が進み、森林が持つ多様な機能が十分に発揮される。

### (8) 事業主体

①、②ともに、市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等

### (9) 補助率等

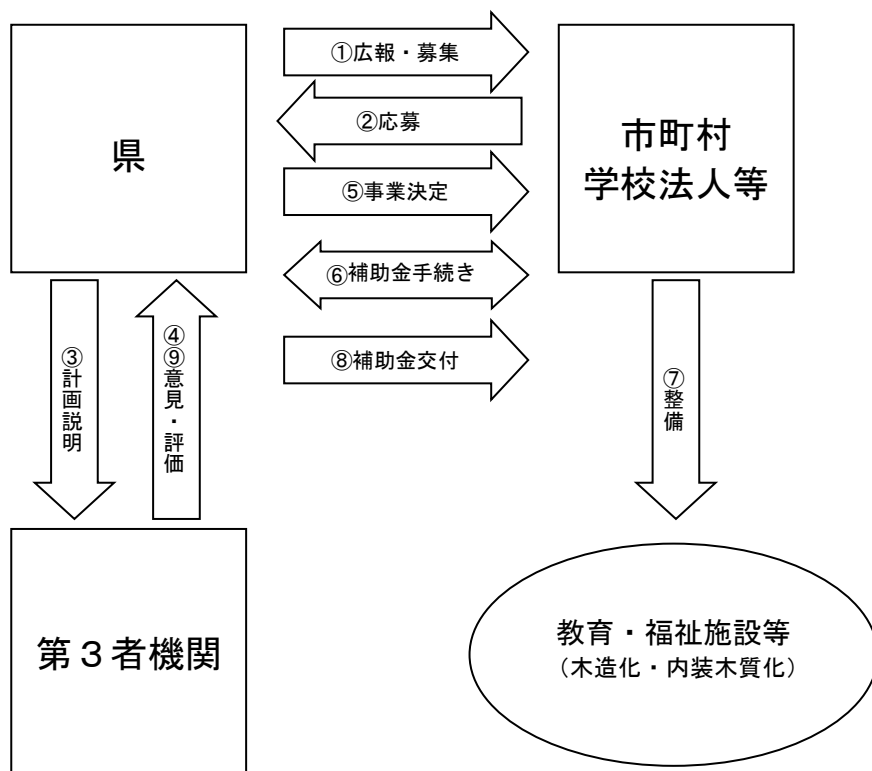
①17,000 円/m<sup>2</sup>以内 (上限 30,000 千円)

②10,000 円/m<sup>2</sup>以内 (上限 30,000 千円)

### (10) 他の補助制度との併用

国等の補助制度との併用は可能 (林野庁の木造公共施設整備関係補助金は不可)

(11) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 消費対策係 (内線 4 3 6 7)

## 4 教育福祉関連施設木造化・木質化等促進事業(②木製品の導入)

### (1) 事業目的

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、子どもや保護者が直接木を見て触れることで木材利用や環境保全に対する理解を深める。

### (2) 実施方法

公共施設のうち、特に啓発効果の高い教育福祉関連施設における木製の机、椅子等の導入を支援する。また、不特定多数の子育て世代が身近に利用する施設においても、子どもが木とふれあうことができるよう、児童館、図書館等に「木育ひろば」の開設を支援する。

### (3) 実施内容

①県産材を使用して製作された学童机・椅子等の導入に要する経費への支援

教育福祉関連施設への机、椅子等の導入（原則、J I S適合製品、若しくはJ I Sに準拠した試験に合格した製品。ただし、ロッカー、下駄箱等の人の荷重が掛からない家具は除く。）

②ぎふ木育ひろばの設置に要する経費への支援

県から認定された「ぎふ木育ひろば」への県産材を使用した木製品（パーテーション・収納棚等）の導入

### (4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

100箇所

### (5) 目標とする姿

木製品を導入する施設が増え、子どもや保護者が木製品に触れることで木材利用や環境保全への意識を醸成し県産材の利用拡大に繋げ、適切な森林資源の循環利用が進み、森林が持つ多様な機能が十分に発揮される。

### (6) 事業主体

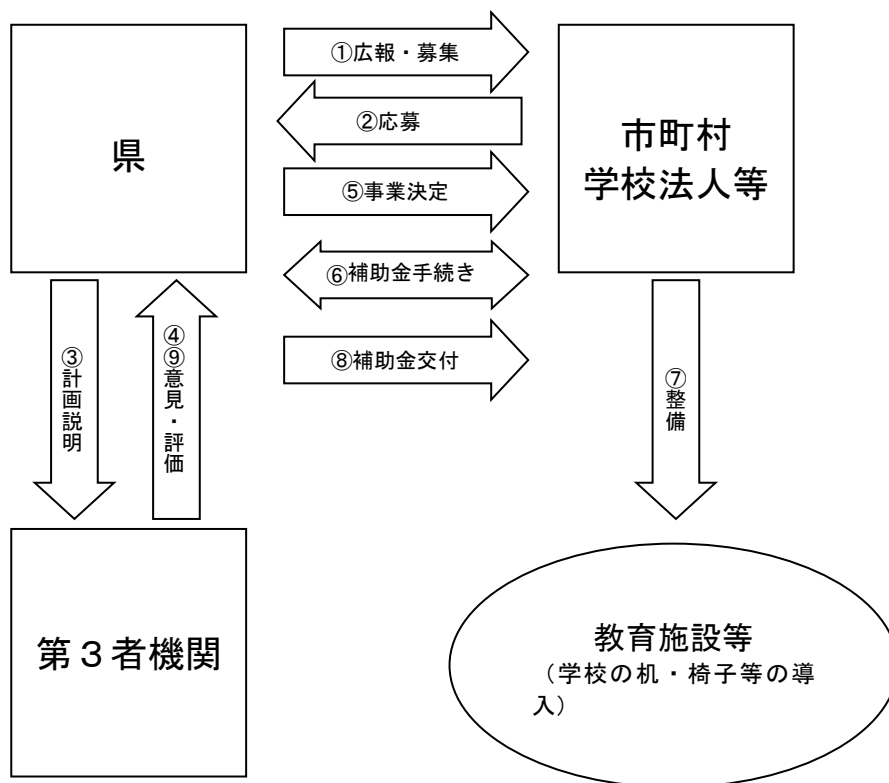
市町村、学校法人、社会福祉法人、NPO法人等

### (7) 補助率等

①導入経費の1/2以内（机・椅子については上限18千円/セット）

②導入経費の10/10以内（上限400千円）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 林政部 県産材流通課 消費対策係 (内線 4 3 6 7)



5 木質バイオマス利用促進事業(①木質バイオマス利用施設の導入)

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進し、地域の森林資源の有効利用や化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、地球温暖化防止対策に寄与するため、公共施設等への木質バイオマスを使用したエネルギー利用施設の導入を支援する。

(2) 実施内容

・公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入  
 薪、木質チップ・ペレット等の木質バイオマスを使用するボイラー、ストーブ等。ただし、燃料は県内に所在する森林から生産された木材を原料として加工・製造されたものに限る。また、ストーブ等は県内で製造された製品の導入に努める。

(3) 実施方法

木質バイオマス利用施設の導入に対して補助する。

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

5施設(ボイラー)、150台(薪・ペレットストーブ)

(5) 事業主体

市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者(多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者)、その他知事が認めるもの

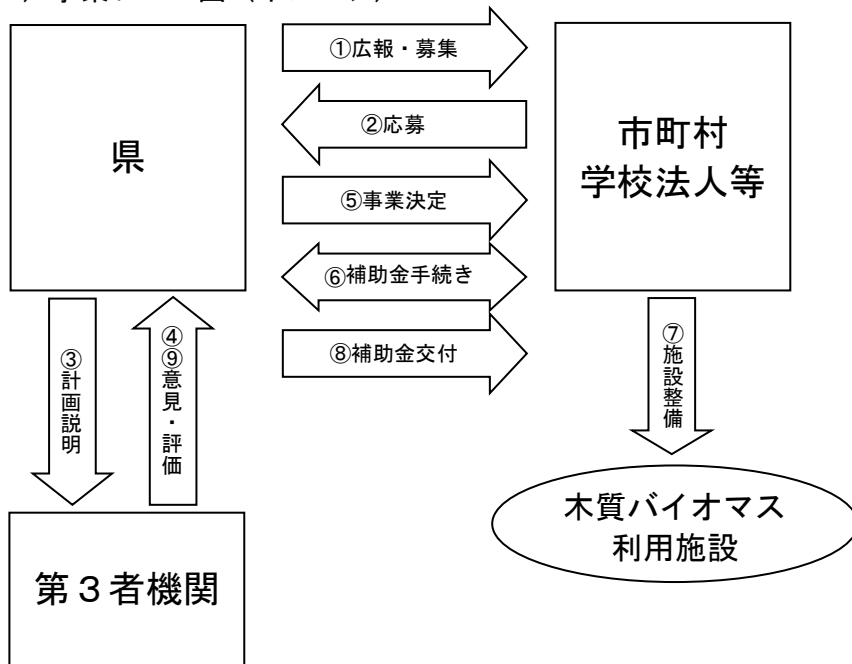
(6) 補助率等

事業費の1/2以内

上限設定あり

- ・木質資源利用ボイラー：25,000千円/施設
- ・木質ペレットストーブ、薪ストーブ：500千円/台

(7) 事業フロー図(イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 資源活用係(内線4363)

5 木質バイオマス利用促進事業(②未利用材の搬出)

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進し、地域の森林資源の有効利用や化石燃料から木質燃料への転換を誘導し、地球温暖化防止対策に寄与するため、県民協働による未利用材の搬出を支援する。

(2) 実施内容

市町村・地域住民が一体となって搬出された未利用材の取引

(3) 実施方法

市町村及び地域住民が一体となって搬出された未利用材の取引に対して補助する。

(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)

22,500 t

(5) 事業主体

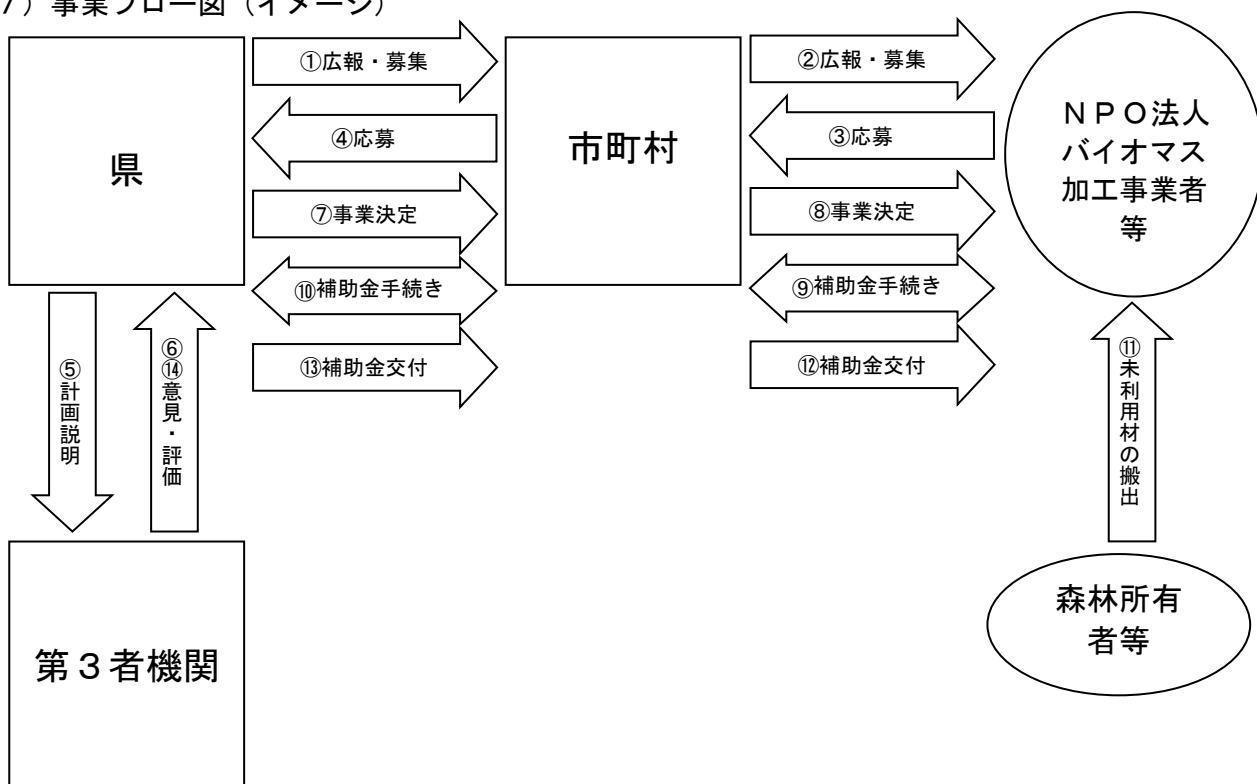
市町村 (間接補助事業者：地域で組織する協議会・NPO法人・バイオマス加工事業者等)

(6) 補助率等

市町村が助成する額の1/2以内

- 上限設定あり
- ・ 搬出材の取引に要する経費：1,500円/t
  - ・ 搬出機械の導入に要する経費：750千円/事業
  - ・ 伐採保護衣：13千円/着
  - ・ 保護帽：6千円/個
  - ・ 事業実施主体が主催する研修会費用：30千円/回

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担当：林政部 県産材流通課 資源活用係 (内線 4363)

**ぎふ木育の取組み『木育拠点の整備・運営』について(参考)**

1. 目的

ぎふの豊かな森林の恵みを体感し、森林を守り育てる人材を育成するための教育である『ぎふ木育』を進めるため、「だれでも」「いつでも」ぎふの木を核とした「学び」「交流・連携」「創造」「発信」のサービスを楽しむ総合的な拠点を整備し運営する。

2. 名称 「ぎふ木遊館」

場所：岐阜市学園町 2-33

建物延床面積：836m<sup>2</sup>

3. 年間入場者数（令和5年度目標） 3万人以上

4. 施設概要

(1) 赤ちゃんひろば：2歳未満の赤ちゃんと保護者専用

- ・赤ちゃんと保護者が自由に遊ぶ。
- ・保護者は、安心して見守り、保護者同士で交流する。
- ・木育指導員等が、保護者へ遊び方等のアドバイスを行う。

(2) 木育ひろば

- ・子どもたちが空間（段差、大型遊具等）や、木のおもちゃを使って自由に遊ぶ。
- ・保護者・大人は、子どもと一緒に遊び、見守る。
- ・木育指導員等が、木のおもちゃでの遊び方を子ども等に教える。

(3) 木工室

- ・子どもや親子が、自然物（木、ドングリ、葉っぱ、枝）等を使って木育を体験する。
- ・おもちゃ作家等が新たな木のおもちゃの制作・メンテナンスなどを実施する。
- ・ぎふ木育等に関する研修を行う。

(4) ギャラリー

- ・季節やイベントに合わせた企画展示（ギャラリー）
- ・ぎふ木育、森のようちえん、里山づくり等に関する情報発信・交流の場

(5) その他

エントランス、木育ショップ、授乳室、ひといきスペース

○ 参考

【年間入館者数】

R2年度 20,351人(208日)

R3年度 24,143人(242日)

R4年度 41,331人(302日)

担 当：林政部 ぎふ木遊館（058-215-1515）

**6 ぎふ木育推進事業(①ぎふ木遊館の管理・運営 — 2 ぎふ木育全県展開の推進)****(1) 事業目的**

「ぎふ木育」を県全体に広く普及させるため、全県展開に欠かせない指導者の育成と活用、指導者の活躍の場として必要な既存施設・団体との連携、新たな地域拠点施設の整備等を行う。

**(2) 実施内容****①ぎふ木育全県展開推進事業（補助金）**

ぎふ木育ひろばの管理者が独自に企画、提案する木育・森林環境教育プログラムのうち、ぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員又はぎふ木育サポーターを活用し実施する事業

**②ぎふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）**

県と連携したぎふ木遊館のサテライト施設を整備する事業

**(3) 実施方法****①ぎふ木育全県展開推進事業（補助金）**

木育・森林環境教育プログラム実施経費の支援（講師の報償費、費用弁償、消耗品等）

**②ぎふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）**

サテライト施設の利用に限定される空間を整備するために必要な設計委託経費、施設整備経費（関連工事を含む）、木製品（木製遊具を含む）や木のおもちゃの導入経費の支援

**(4) 事業量（R5～R8年度の4年間）****①ぎふ木育全県展開推進事業（補助金）**

40 施設(10 施設×4 年間)

**②ぎふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）**

2 施設（令和5年度）

**(5) 事業主体****①ぎふ木育全県展開推進事業（補助金）**

ぎふ木育ひろばの認定を受けている施設管理者

**②ぎふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）**

市町村、民間事業者、NPO法人その他知事が認める団体

**(6) 補助率等****①ぎふ木育全県展開推進事業（補助金）**

## 1) 補助率

10/10 以内

## 2) 補助金上限

100 千円／施設

**②ぎふ木遊館サテライト施設整備事業（補助金）**

## 1) 補助率

2 / 3 以内

## 2) 補助対象経費の上限

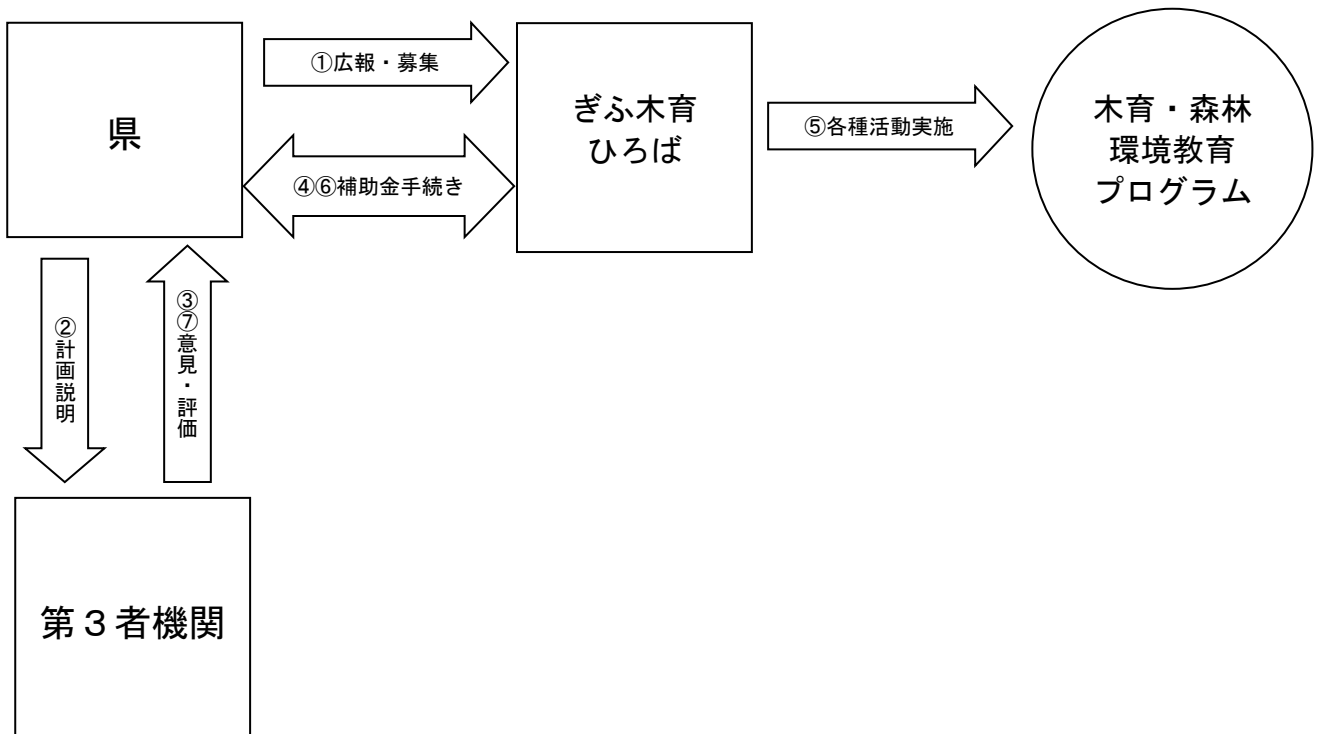
設計委託に要する経費：2,500 千円／施設

施設の改修及び木造化・木質化に要する経費：50,000 千円／施設

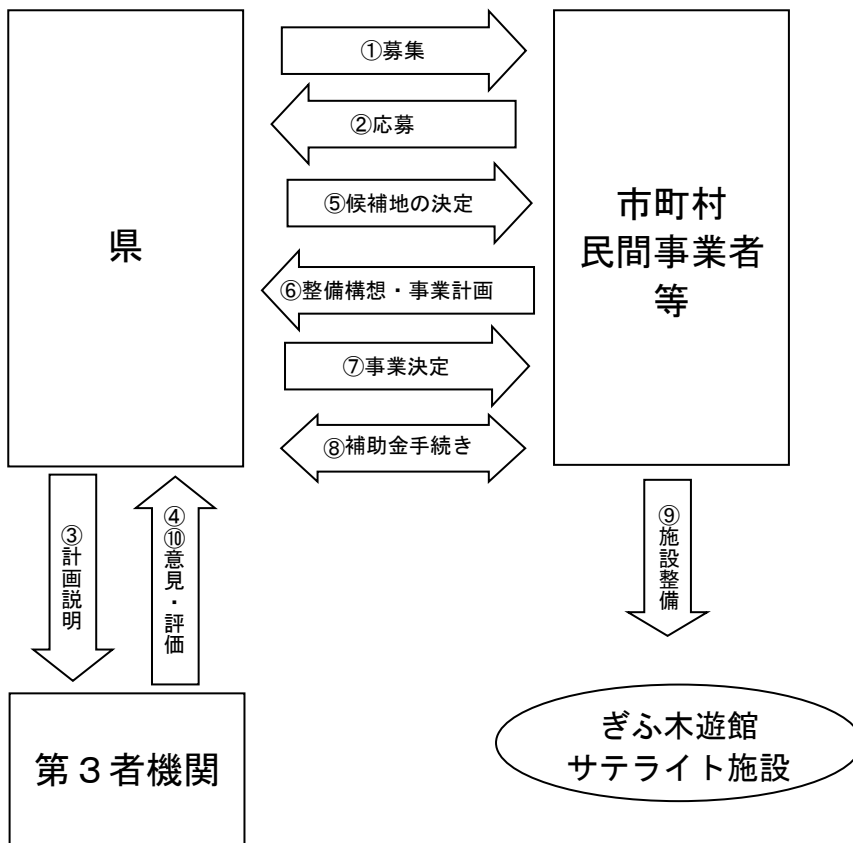
木製品、木製遊具及び木のおもちゃの導入に要する経費：5,000 千円／施設

(7) 事業フロー図 (イメージ)

① ぎふ木育全県展開推進事業 (補助金)



② ぎふ木遊館サテライト施設整備事業 (補助金)



担 当：林政部 森林活用推進課 木育推進係 (内線 4 3 4 7)

6 ぎふ木育推進事業(②ぎふの木を使った教材の導入)

(1) 事業目的

直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、木育教材の導入を支援する。

(2) 実施内容

環境学習に必要な木育教材等（木のおもちゃ、木製品キット等）の導入

(3) 実施方法

幼稚園、小中学校、児童福祉施設等におけるぎふ証明材を使用した木育教材の導入に対する補助

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

300 施設

(5) 事業主体

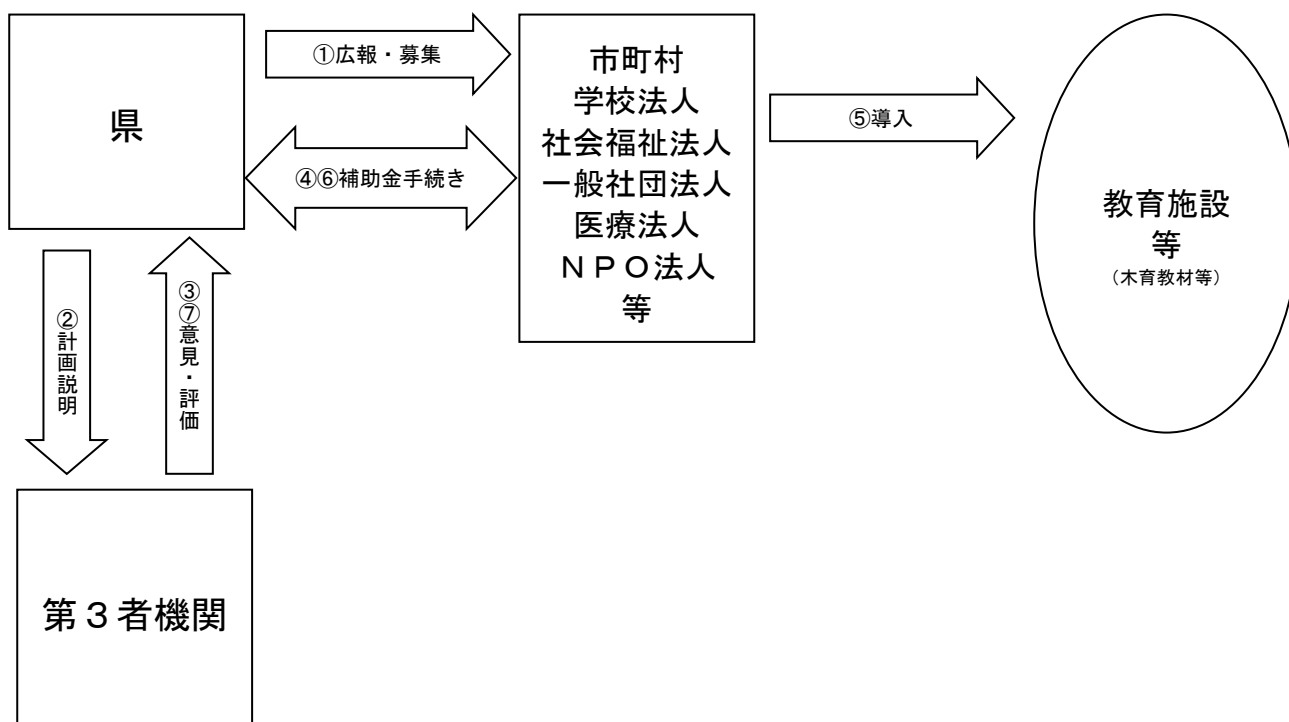
市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、NPO法人 等

(6) 補助率等

導入経費の1/2以内（特例あり）

- ・木のおもちゃ等 1/2 以内（上限 100 千円/施設）
- ・木製品キット 1/2 以内（補助対象経費の上限 3 千円/キット）
- ・ぎふ木育教室を実施する場合 10/10（導入費用が 20 千円を超える部分は 1/2）以内（補助対象経費の上限 3 千円/キット）
- ・ぎふ木育ひろば認定時 10/10 以内（上限 100 千円/施設）、地域支援拠点認定時 10/10 以内（上限 200 千円/施設）

(7) 事業フロー図（イメージ）



6 ぎふ木育推進事業(③森や木、川に関する環境教育やぎふ木育教室の開催)

(1) 事業目的

ぎふ木育の取組みを推進するため、学校、幼稚園、保育園等における取組みや市町村が独自に行う取組みを支援する。

(2) 実施内容

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

幼稚園、保育所、子育て支援センターなどにおいて実施する身近な自然と触れあい親しむ活動、自然物を使った遊び、木のおもちゃづくりなど

2) 緑と水の子ども会議

(ア) メニュー型

小中学校、高等学校などにおいて実施する森林整備、木工など

(イ) 学校提案型

県立高等学校、県立特別支援学校、「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進校などの各校が主体となり、独自に企画する事業

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）

小中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校などの各校が主体となり、独自に企画する事業

2) 市町村企画事業

市町村が主体となり、幅広い世代を対象として行う「学校提案事業」以外で独自に企画する事業

(3) 実施方法

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

活動経費の支援（講師の報償費、費用弁償）

2) 緑と水の子ども会議

活動経費の支援（講師の報償費、費用弁償、消耗品）

(イ) 学校提案型については、上記に加え、使用料も補助対象となる。

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）

事業主体への活動費の助成

2) 市町村企画事業

事業主体への活動費の助成

(4) 事業量（R4～R8年度の5年間）

ぎふ木育教室、緑と水の子ども会議参加人数（学校提案事業含む）

34,000人（6,800人×5年間）

(5) 目標とする姿

森や木や水などの岐阜県の豊かな自然環境について理解を深め、森林（自然）に誇りと愛着を持ち、森林に対して責任ある行動をとることができる。

(6) 事業主体

① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

1) ぎふ木育教室

幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設、その他知事が認める者

2) 緑と水の子ども会議

小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校、学校法人、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構その他知事が認

める者

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

- 1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）  
市町村（小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校）、学校法人、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構その他知事が認める団体
- 2) 市町村企画事業  
市町村

(7) 補助率等

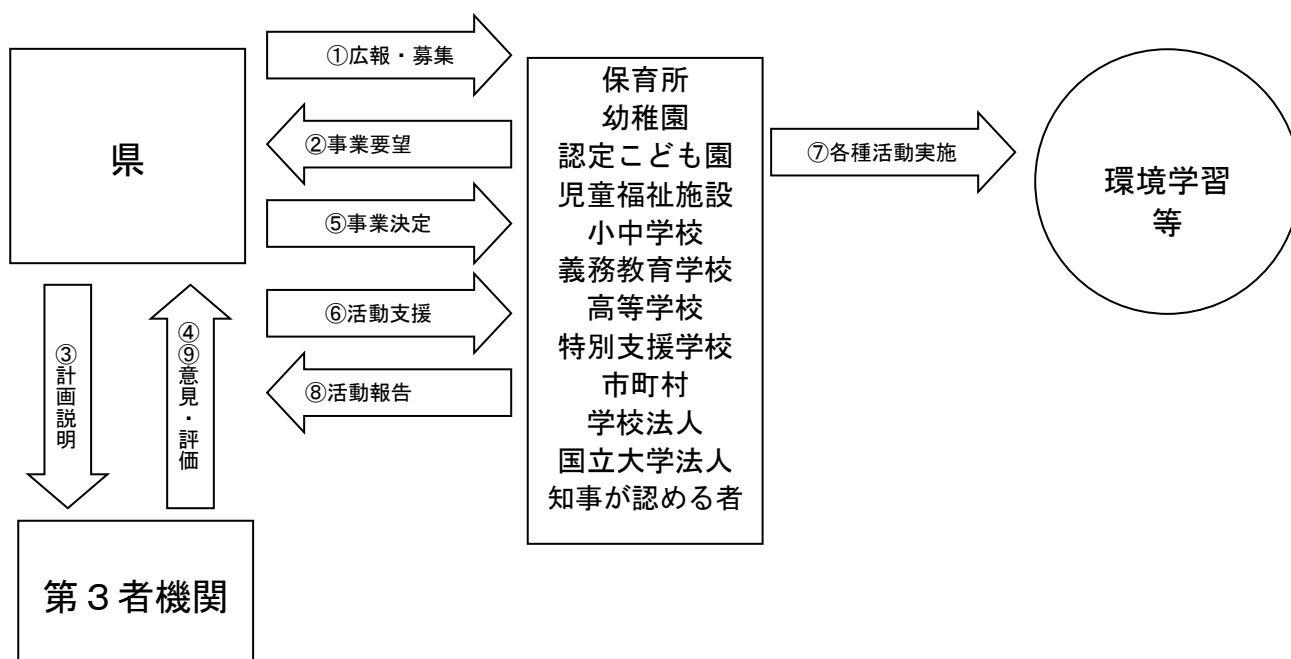
① 森と木と水の環境教育推進事業（県事業）

- 1) ぎふ木育教室  
屋内プログラムは11時間、屋外プログラムは13時間を上限とする。
- 2) 緑と水の子ども会議  
1校あたり10事業以内、総事業費500千円を上限とする。  
(イ) 学校提案型については、1事業あたり150千円を上限とする。

② 森と木と水の環境教育推進事業（補助金）

- 1) 緑と水の子ども会議（学校提案事業）
  - 1 補助率  
10/10以内の額
  - 2 補助金上限等  
1校あたり10事業以内（1事業あたり150千円を上限）、総事業費500千円を上限とする。
- 2) 市町村企画事業
  - 1 補助率
    - ・補助対象経費2,000千円以下の部分 10/10以内
    - ・補助対象経費2,000千円を超える部分 1/2以内
  - 2 補助金上限等  
1事業あたり500千円以上とし、5,000千円を上限とする。

(8) 事業フロー図（イメージ）



担当：林政部 森林活用推進課 木育推進係（内線4347）、緑化推進係（内線4349）



7 森林空間活用促進事業(①観光道路周辺の観光景観林の整備)

(1) 事業目的

観光道路等から眺望ができ、景観形成上の価値が高く、外からの呼び込みによる地域活性化等に資することができる森林を「観光景観林」として位置づけ、市町村による適切な森林整備・保全を促進する。

また、観光景観林総合整備事業の承認を得た路線は、総合的、計画的に事業を実施し、県内の「観光景観林」のモデル地域となる整備を支援する。

(2) 対象森林

市町村が観光振興上、重要であると認める森林（民有林）とし、次に掲げる①～④の全てを満たす森林

- ① 市町村森林整備計画の森林配置計画の将来目標区分において「観光景観林」として区分された森林又は区分される予定の森林
- ② 観光道路として、地方自治体または観光協会等において、通称（愛称）が付けられた又は同等の通称（愛称）があると認められる道路に近接する林縁から尾根までの森林
- ③ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林とし、1 沿線につき面積がおおむね 5 ha 以上の森林
- ④ 森林所有者の同意が得られた森林であり、森林所有者との 10 年以上の非皆伐施業や間伐の実施方法等を定めた協定が締結された森林

(3) 実施内容

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐・林内整備）
- ・ 伐採木・枯損木等の搬出
- ・ 景観形成のための植栽

【観光景観林総合整備事業のみ】

- ・ 関連条件整備（所有者の特定、同意等）
- ・ 整備計画策定
- ・ 附帯施設整備（遊歩道、休憩施設等の整備（改修を含む））

(4) 実施方法

市町村が観光振興上、重要であると認められる森林について、整備計画を策定の上、県に提出。県において審査し、予算の範囲内において事業採択し、実施個所を選定

【観光景観林総合整備事業のみ】

市町村からの提案された整備計画（3年程度）により事業地を選定、優先的・継続的に支援を実施

(5) 事業量（R4～R8年度の5年間）

500ha

(6) 事業主体

市町村

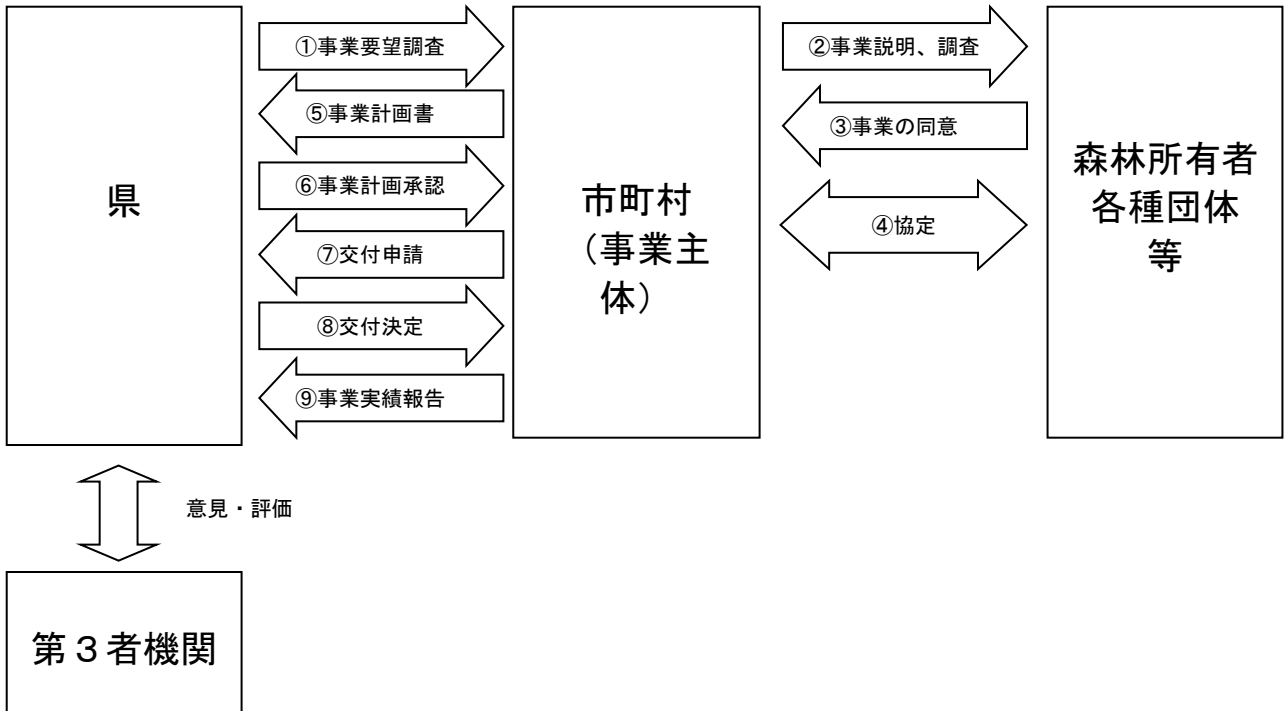
(7) 補助率等

- ・ 不用木の除去（除伐・間伐等） 上限 220 千円/ha
- （不用木の除去に加え伐採木の処理がある場合） 上限 500 千円/ha
- ・ 景観形成のための植栽 上限 700 千円/ha
- ・ 伐採木等の搬出 上限 7 千円/m<sup>3</sup>

【観光景観林総合整備事業のみ】

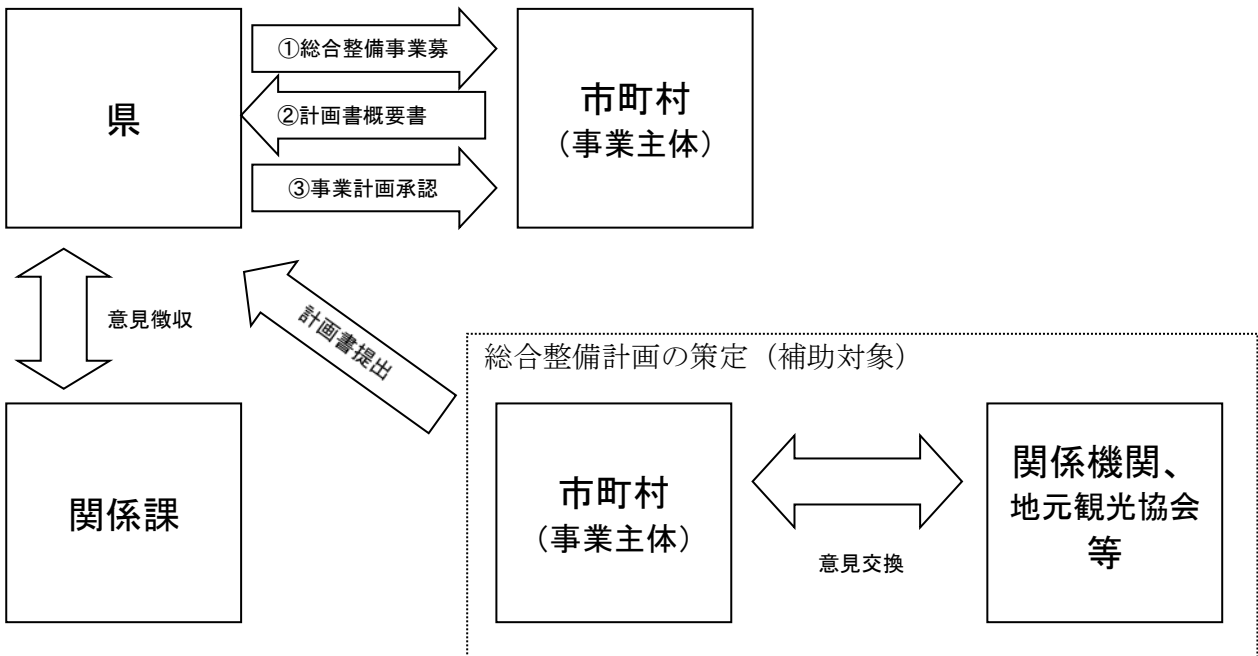
- ・ 関連条件整備（森林所有者の特定や同意の取り付け等に要する経費） 38 千円/ha 上乗せ
- ・ 整備計画策定 上限 必要経費の範囲内
- ・ 附帯施設整備 1 / 2 以内（上限 10,000 千円）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



【観光景観林総合整備事業】

別に募集する観光景観林整備総合事業の計画の選定・承認を受けるものとする (下記流れ) 承認後は通常の観光景観林整備事業と同じ流れで補助事業を実施



担 当 : 林政部 森林活用推進課 緑化推進係 (内線 4 3 4 9)

7 森林空間活用促進事業(②森林空間の活用を図るための施設の設置・改修)

(1) 事業目的

森林空間を健康、観光、教育など多面的に活用し、森林の新たな価値を創造するため、歩道や休憩施設等の整備を支援する。

(2) 対象施設

市町村森林整備計画において、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林内の森林公園等に設置予定又は設置済みの施設。

なお、施設の設置、施設の改修の実施について、第3期清流の国ぎふ森林・環境基金事業の計画期間(R4~R8)内に、各森林公園等につき各1回限りとする。

(3) 実施内容

区 分	内 容
ア 施設の設置	① 歩道等の開設、休憩施設等の新設
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の新設
イ 施設の改修	① 歩道・木質構造物等の補修・改修
	② 対象森林外の案内看板等関連施設の補修・改修

※②は、アの①又は、イの①と併せて実施する場合に限る。

(4) 実施方法

森林所有者と市町村との間で本事業の趣旨を合意したうえで、事業主体は施設整備等を実施する。

県は事業主体が実施する施設整備等の費用を助成する。

(5) 事業量(R4~R8年度の5年間)

施設の設置・施設の改修：40施設

(6) 目標とする姿

森林空間が多面的に活用され、多くの人が集まる森林

(7) 事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者

(8) 補助率等

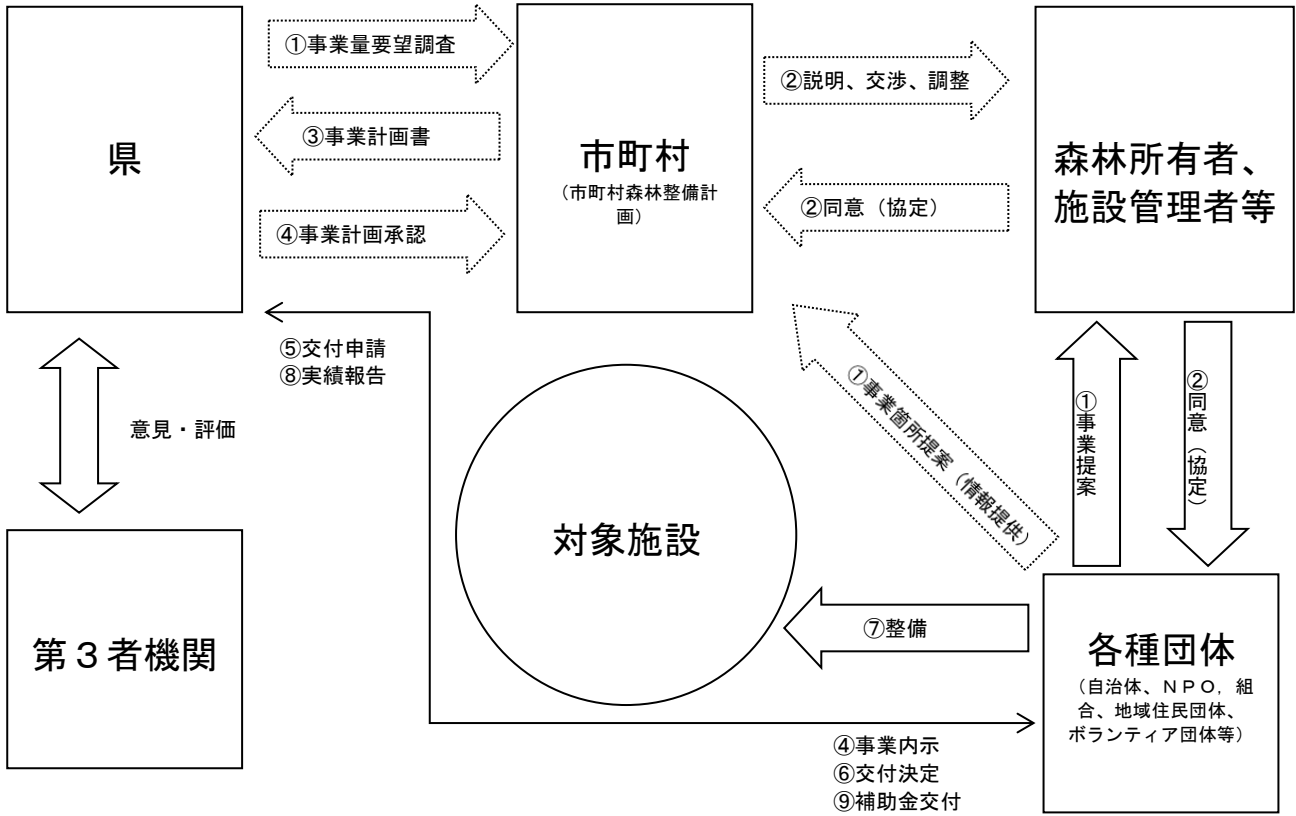
施設の設置 上限：5,000千円/森林公園等

施設の改修 上限：3,000千円/森林公園等

(9) 協定の締結について

市町村長を除く事業主体の長は、市町村長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を事業着手前までに締結する。

(10) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 森林活用推進課 森林サービス産業支援係 (内線 4 3 4 5)

**7 森林空間活用促進事業(③森林空間を活用した活動の普及促進)****(1) 事業目的**

森林空間を多様な分野で活用することで、山村地域に新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」を育成する。

**(2) 実施内容**

県内の森林空間活用を促進するため、県内の実態調査や県外の先進事例調査、森林サービス産業を普及するためのセミナーを開催する。

**(3) 実施方法**

企業や団体等に向けたセミナーの開催や先進事例調査を実施。

**(4) 事業量 (R4～R8年度の5年間)**

森林空間の活用を促進するための活動一式

**(5) 事業主体**

県

**(6) スケジュール**

令和4年度	セミナーの実施、ぎふ森のある暮らし推進協議会の設立
令和5年度以降	セミナー、先進事例調査など各種事業の実施

担 当：林政部 森林活用推進課 森林サービス産業支援係（内線4345）